

東北学院震災復興対策委員会（第9回）次第

日時：平成23年6月1日（水）常務理事会終了後

場所：土樋キャンパス1号館6階会議室

委員：平河内理事長（委員長）・星宮学院長（副委員長）宮城総務担当常任理事

関谷財務担当常任理事・柴田人事担当常任理事・高橋法人事務局長・斎藤学務担当副学長
高木法学部長・永井中学校・高等学校長・久能榴ヶ岡高等学校長・日野総務部長・高橋財
務部長・佐々木施設部長・佐藤庶務部長・斎藤庶務課長・若生人事課長・駒板財務課長

陪席：那須監事

黙祷 委員長 平河内 健治

協議事項

- 1、前回議事録確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2P
- 2、東日本大震災学生に対する救済措置について・・・・・・・・・・3～5P
- 3、図書館復旧作業に係る学外ボランティア受け入れについて・・・・・・・・6～7P
- 4、中学校・高等学校東日本大震災生徒に対する救済措置に関する規程対照表・・8P
- 5、授業料減免者等の再調査（文部科学省へ前回提出分の変更）・・・・・・・・9～10P
- 6、石巻・東松島地区からの通学バスについての嘆願書（メール審議）・・・・・・・・11～¹⁵14P
- 7、放射線モニタリング情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16～18P

第8回 東北学院震災復興対策委員会議事録

日時：平成23年5月25日（水） 13:30～14:50

場所：1号館6階会議室

出席委員：平河内健治 星宮 望 宮城光信 関谷 登 柴田良孝 齋藤 誠 高木龍一郎（欠席）
永井英司 湯本良次 高橋清昭、佐藤範明 高橋秀悦 日野 哲 佐々木文彦
齋藤英夫 若生克義 駒板高明 以上17名

陪席：那須和良（監事）

協議事項

1. 前回第7回議事録確認 委員会終了時まで確認いただき、承認された。
2. F & M大学からの奨学金（被災学生以外の参加学生への補助）
説明：齋藤学務担当副学長 資料に基づき説明があり、費用補助とすることが承認された。
なお、詳細は後日報告できるようにしておくこととする。
3. 東日本大震災に伴う東北学院生活資金貸付規程 訂正案
説明：齋藤庶務課長 資料に基づき説明があり、第5条第1項第2号の10万円単位とする。
を1万円単位とするに訂正することが承認された。訂正理由は、ボーナス償還額を10万円とすることで償還期間が短縮され、借り手の利益が守られないことによる。
4. 東北学院中学校・高等学校東日本大震災による被災生徒に対する救済措置に関する規程について
説明：永井中学校・高等学校長 資料に基づき説明があり、中学校東日本大震災被災生徒に対する救済措置に関する規程については、第5条第1項第2号の実行が可能なことか、また第6条に関連し、平成25年度中学校入学次に給付が認められた生徒に対し、条件を整えば卒業時まで給付を認めるとの校長の説明から、第6条の規定で問題がないか検討することとし、保留となった。他の規程及び特別措置については承認された。
5. 東北学院榴ヶ岡高等学校東日本大震災による被災生徒に対する救済措置に関する規程について
説明：湯本榴ヶ岡高等学校副校長 資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。
6. セルビアからの贈り物—東日本大震災支援の一環として— 東北学院幼稚園
説明：日野総務部長 資料に基づき説明があり、了承された。
7. 東北学院大学放射線モニタリング
説明：日野総務部長 資料に基づき説明があり、前回の調査以降についての報告があり了承された。なお、今後は広報課にデータを送りホームページに掲載することが承認された。
8. シップル館の耐震補強
説明：佐々木施設部長 歴史的な建物でもあることから、専門部署をもつ業者に相談の上進めていくことが承認された。

9. 東日本大震災被害状況報告書について

説明：佐々木施設部長 東日本大震災被害状況報告書ができあがり、その資料を法人事務課、施設課、並びに大学各キャンパス、中学校・高等学校及び榴ヶ岡高等学校で保管することが了承された。なお、資料は建物の被害に限定されている。

10. 被災した来年度新入生(大学)に対し今年度同様の減免措置を採ることについて

説明：説明：齋藤学務担当副学長 来年度の募集活動が開始していることもあり、規程は今後作成することとし、来年度の新入生についても今年度同様、減免措置をとることが承認された。

これまで震災復興対策委員会で検討してきた事項は、今後、常務理事会にて検討することとする。なお、震災復興対策委員会は解散するわけではなく、必要に応じて開催することとすることが確認された。

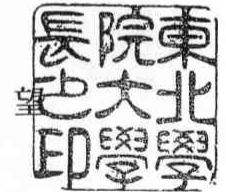
以 上



大学上申 11-10
平成 23 年 5 月 30 日

学校法人 東北学院
理事長 平河内 健 治 殿

東北学院大学
学 長 星 宮



東日本大震災被災学生に対する救済措置について（上申）

標記の件について、平成 23 年 4 月 13 日開催の震災復興対策委員会及び平成 23 年 4 月 27 日開催の常務理事会において承認されました「東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程」により、下記の申請(平成 23 年 5 月 25 日現在)がありましたので、常務理事会にてご審議下さいますよう上申いたします。

記

申請内容

- | | |
|---|---------|
| 1) 授業料 1 年分免除（主たる家計維持者が死亡又は行方不明のとき） | 5 名 |
| 2) 授業料半期分免除（自宅が全壊又は流出のとき及び大規模半壊） | 3 1 2 名 |
| 3) 授業料半期分を半額に減免（自宅が半壊のとき） | 4 4 名 |
| 4) 授業料半期分を半額に減免（主たる家計維持者が、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示、又は避難勧告等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合） | 3 1 名 |

- 添付資料: 1. 授業料減免支援措置一覧表
2. 東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程



授業料減免支援措置一覧表（財務課作成）

平成23年5月25日現在

	文学部		経済学部		経営学部		法学部		工学部		教養学部		法務研究科		合計	
	人数 (下段：単価)	件数	人数 (下段：単価)	件数	人数 (下段：単価)	件数	人数 (下段：単価)	件数	人数 (下段：単価)	件数	人数 (下段：単価)	件数	人数 (下段：単価)	件数	人数 (下段：単価)	件数
①家計維持者死亡 ※救済措置1) 授業料1年分免除	654,000 (654,000)	1	0 (654,000)	0	0 (654,000)	0	654,000 (654,000)	1	948,000 (948,000)	1	1,488,000 (744,000)	2	0 (1,120,000)	0	3,744,000	5
②全壊 ※救済措置2) 授業料半期分免除	9,483,000 (327,000)	29	19,620,000 (327,000)	60	6,540,000 (327,000)	20	9,483,000 (327,000)	29	22,278,000 (474,000)	47	12,276,000 (372,000)	33	560,000 (560,000)	1	80,240,000	219
③大規模半壊 ※救済措置2) 授業料半期分免除	2,616,000 (327,000)	8	7,521,000 (327,000)	23	2,943,000 (327,000)	9	4,251,000 (327,000)	13	10,902,000 (474,000)	23	6,324,000 (372,000)	17	0 (560,000)	0	34,557,000	93
④半壊 ※救済措置3) 授業料半期分を半額に減免	1,308,000 (163,500)	8	2,125,500 (163,500)	13	490,500 (163,500)	3	1,144,500 (163,500)	7	1,896,000 (237,000)	8	930,000 (186,000)	5	0 (280,000)	0	7,894,500	44
⑤原発避難区域 ※救済措置4) 授業料半期分を半額に減免	1,798,500 (163,500)	11	1,798,500 (163,500)	11	327,000 (163,500)	2	490,500 (163,500)	3	474,000 (237,000)	2	372,000 (186,000)	2	0 (280,000)	0	5,260,500	31
合計	15,859,500	57	31,065,000	107	10,300,500	34	16,023,000	53	36,498,000	81	21,390,000	59	560,000	1	131,696,000	392

東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程

第1条 東北学院大学は、東日本大震災被災地（災害救助法適用地域に指定された地域）出身で、被災の大きい本学学生（平成23年度入学生を含む）に対して臨時に次の救済措置をとる。

- (1) 主たる家計維持者が死亡または行方不明になった場合には、当該年度の授業料の全額を免除する。
- (2) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊または流失した場合は、授業料半期分（1年生は後期分、2年生以上は前期分）を免除する。
- (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が半壊または津波により床上浸水した場合は、授業料半期（1年生は後期分、2年生以上は前期分）の50%を減免する。
- (4) 主たる家計維持者が、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合は、授業料半期（1年生は後期分、2年生以上は前期分）の50%を減免する。

第2条 前条の対象となる者がすでに授業料を納入している場合は、地震被害特別奨学金としてそれぞれの相当額を給付する。

第3条 東北学院大学は、平成24年度入学試験において、東日本大震災被災地（災害救助法適用地域に指定された地域）出身で、以下のいずれかに該当する被災がある受験生については、入学検定料を全額免除する。

- (1) 主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明になった場合
- (2) 主たる家計維持者が負傷し、長期加療が必要になった場合
- (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊または流失した場合
- (4) 半壊、床上浸水または福島原子力発電所の事故に伴う避難指示もしくは避難勧告等により、引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合

第4条 本規程は平成23年4月1日より施行し、平成24年3月31日に失効する。

平成 23 年 6 月 1 日

東北学院震災復興対策会議 様

図書館長・図書部長 中 川 清 和

図書館復旧作業に係る学外ボランティア受入れについて (お願い)

日頃より図書館業務にご協力とご理解を賜り感謝申し上げます。

現在、図書館では東日本大震災被害の復旧に努めておりますが、各種サービス再開や開館時間の延長に伴い、本学図書館職員の復旧作業が低下してまいりました。

その際に、「saveMLAK」より専門技能ボランティア派遣のご提案をいただき、図書館として検討し協力をいただくことといたしました。

つきましては図書館の復旧作業を迅速に進めるため、下記のとおり学外からのボランティアを受入れさせていただきたくお願い申し上げます。

記

機 関：「saveMLAK」※添付資料参照

内 容：図書館閉架書庫修復工事終了後の資料配架作業

場所、期間等は以下の二期間

第一期

場 所：東北学院大学中央図書館

期 間：平成 23 年 6 月 27 日 (月) ～7 月 1 日 (金)

人 数：一日あたり 4 名～5 名程度

第二期

場 所：東北学院大学泉キャンパス図書館

期 間：平成 23 年 7 月 11 日 (月) ～7 月 13 日 (木)

人 数：一日あたり 2 名程度

以上

博物館,図書館,文書館,公民館(MLAK)

東日本大震災被災・救援情報

saveMLAKプロジェクト2011.4.11始動



東日本大震災を受け、博物館・美術館(Museum)、図書館(Library)、文書館(Archives)、公民館(Kominkan)(以下、MLAK)の関係者及び支援者では、各施設の被災情報・救援情報を集約した「saveMLAK - 博物館、図書館、文書館、公民館(MLAK)の被災・救援情報サイト」(以下、saveMLAK: <http://savemlak.jp/>)を開設しました。

saveMLAKでは、被災した施設や人々が、どのような被害を受けているのかという被災情報、どのような支援を必要としているのかという救援情報を集め、集約していくとともに、被災した施設や人々に対して、博物館、図書館、文書館、公民館といった施設やそこに関係している人々ができること、必要と思われることを提供していきます。



◆saveMLAK◆

博物館(※)、図書館、文書館、公民館(MLAK)の被災・救援サイトsaveMLAKは、東日本大震災で被害を受けた被災地域の文化・歴史を支え、地域の交流・学習・情報拠点としての役割を担ってきた博物館・美術館、図書館、文書館、公民館の被災・救援情報を集め、その情報を共有することを目的としたサイトです。

<http://savemlak.jp/>

Twitter: @saveMLAK

ハッシュタグ #saveMLAK

※博物館・美術館以外にも、科学館、プラネタリウム含む天文施設、動物園、水族館、植物園、記念館、民俗資料館など、広く関係施設を含みます。

MLメンバー217名(2011/5/15現在)

◆専門技能ボランティア募集中◆

saveMLAKでは、被災地への直接・間接の支援にあたる博物館・美術館、図書館、文書館、公民館(MLAK)の運営に関する専門技能を持つボランティアの登録を受け付けています。趣旨にご賛同いただける方は、「saveMLAK 専門技能ボランティア(プロボノ)登録フォーム」のページよりご登録ください。積極的なご参画をお待ちしております。

<http://bit.ly/saveMLAKform>

※登録者の概要: 現役の司書・学芸員、国内外の保存修復専門家、翻訳、司書・学芸員資格取得者、埋蔵文化修復家、展示修復関係、情報デザイン専門など

登録者数 78名(2011/5/18現在)

◆saveMLAK プロジェクト◆

saveMLAKは、博物館・美術館、図書館、文書館、公民館の関係者や支援者等の有志によって構成される saveMLAK プロジェクトが運営しています。

2011/3/11 東日本大震災

3/12 savelibrary 開設

savemuseum 開設 3/13 savearchives 開設

3/16 ML Aスカイク会議

savekominkan 開設

4/4 第1回 Meet Up 「saveMLAK」へ

4/11 プレスリリース saveMLAK 始動

4/19 第2回 saveMLAK Meet Up

4/23 緊急討議「東日本大震災 被災支援と MLAK - いまわたしたちにできることは」

於: 学習院大学 およそ 500名参加(当日会場参加者: およそ 400名・インターネット中継: 100名以上)

・4月23日 NHKニュース 「被災文化施設の支援で議論」 <http://nhk.jp/N3vL6VWs>

4/24 第1回うきうきウィキ祭り

4/30 第2回うきうきウィキ祭り

5/10 第3回 saveMLAK Meet Up

5/18 第3回うきうきウィキ祭り

お問い合わせ先: saveMLAK パブリック・リレーションズ担当: 岡本、山村、北岡 E-mail: pr@savemlak.jp 電話: 042-252-2222 (岡本)

住所: 神奈川県横浜市中央区相生町 3-61 泰生ビル 2F さくら Works<関内> アカデミック・リソース・ガイド株式会社内 saveMLAK プロジェクト

2011/5/20 作成

新旧対照表

新	旧
<p>東北学院中学校東日本大震災被災生徒に対する救済措置に関する規程</p> <p>第1条 東北学院中学校は、東日本大震災被災地（災害救助法適用地域に指定された地域）出身で、被災の大きい本校生徒（平成23年度入学生を含む）に対して臨時に次の救済措置をとる。</p> <p>(1) 主たる家計維持者が死亡または行方不明になった場合には、当該年度の授業料1年分相当額を緊急給付奨学金として給付する。</p> <p>(2) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊または津波により流失した場合は、当該年度の授業料6ヶ月相当額を緊急給付奨学金として給付する。</p> <p>(3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が半壊または津波により床上浸水した場合は、当該年度の授業料3ヶ月分相当額を緊急給付奨学金として給付する。</p> <p>(4) 主たる家計維持者が、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合は、当該年度の授業料3ヶ月相当額を緊急給付奨学金として給付する。</p> <p>(5) 主たる家計維持者が失職した場合には、当該年度の<u>授業料6ヶ月相当額</u>を緊急給付奨学金として給付する。</p> <p>第2条 緊急給付奨学金の給付を希望するものは、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 東日本大震災緊急給付奨学金申請書（本校所定）</p> <p>(2) 戸籍抄本もしくは住民票除票の写し（第1条第1号に該当する場合）</p> <p>(3) 罹災証明書（第1条第2号、第3号、第4号に該当する場合）</p> <p>(4) 離職票等失職を証明するもの（第1条第5号に該当する場合）</p> <p>第3条 緊急給付奨学金は採用決定後に給付する。</p> <p>第4条 本規程は平成23年4月1日より施行し、平成26年3月31日に失効する。ただし、第1条第5号に関しては平成23年度限りとする。</p>	<p>東北学院中学校東日本大震災被災生徒に対する救済措置に関する規程</p> <p>第1条 東北学院中学校は、東日本大震災被災地（災害救助法適用地域に指定された地域）出身で、被災の大きい本校生徒（平成23年度入学生を含む）に対して臨時に次の救済措置をとる。</p> <p>(1) 主たる家計維持者が死亡または行方不明になった場合には、当該年度の授業料1年分相当額を緊急給付奨学金として給付する。</p> <p>(2) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊または流失した場合は、当該年度の授業料6ヶ月相当額を緊急給付奨学金として給付する。</p> <p>(3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が半壊または津波により床上浸水した場合は、当該年度の授業料3ヶ月分相当額を緊急給付奨学金として給付する。</p> <p>(4) 主たる家計維持者が、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合は、当該年度の授業料3ヶ月相当額を緊急給付奨学金として給付する。</p> <p>(5) 主たる家計維持者が失職した場合には、当該年度の<u>授業料1年分相当額</u>を緊急給付奨学金として給付する。</p> <p>第2条 緊急給付奨学金の給付を希望するものは、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 東日本大震災緊急給付奨学金申請書（本校所定）</p> <p>(2) 戸籍抄本もしくは住民票除票の写し（第1条第1号に該当する場合）</p> <p>(3) 罹災証明書（第1条第2号、第3号、第4号に該当する場合）</p> <p>(4) 離職票等失職を証明するもの（第1条第5号に該当する場合）</p> <p>第3条 緊急給付奨学金は採用決定後に給付する。</p> <p>第4条 <u>緊急給付奨学金の給付の承認を受けた生徒は、その事由が消滅したときは、速やかに学校長に届けなければならない。</u></p> <p>第5条 学校長は、緊急給付奨学金の給付を承認した生徒が、次の各号の一に該当する場合には、その承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>転学または退学により本校の在籍を失った場合。</u></p> <p>(2) <u>第1条第5号に該当する事由が消滅した場合。</u></p> <p>2 <u>第5条第1項第1号および第2号に該当する場合は翌月分より月割での返還をしなければならない。</u></p> <p>第6条 本規程は平成23年4月1日より施行し、平成26年3月31日に失効する。ただし、第1条第5号に関しては平成23年度限りとする。</p>

2011.5.31再提出

8 整理 番号	9 学校区分 コード	10 設置する私立 学校のうち、 被災者を受け 入れた学校名	11 所在地(市区 町村名)	43 44 45 46 経済的理由による平成23年度の授業料減免予定者				47 備考
				43 合計(人)	44 合計額(円)	45 46 うち、被災における授業料 減免予定者		
				合計(人)	合計額(円)	合計(人)	合計額(円)	
1	1	東北学院大学	仙台市青葉区	1,445	285,559,800	1,284	235,876,000	給付奨学金+授業料免除 授業料免除のみ
2				408	137,011,800	392	131,696,000	
3								
4								
5								

2011.5.10提出

8 整理 番号	9 学校区分 コード	10 設置する私立 学校のうち、 被災者を受け 入れた学校名	11 所在地(市区 町村名)	43 44 45 46 経済的理由による平成23年度の授業料減免予定者				47 備考
				43 合計(人)	44 合計額(円)	45 46 うち、被災における授業料 減免予定者		
				合計(人)	合計額(円)	合計(人)	合計額(円)	
1	1	東北学院大学	仙台市青葉区	1,972	423,598,000	1,810	373,510,000	給付奨学金+授業料免除 授業料免除のみ
2				827	229,230,000	810	223,510,000	
3								
4								
5								

▲527	▲138,038,200	▲526	▲137,634,000
▲419	▲92,218,200	▲418	▲91,814,000

5/10 文部科学省報告

給付型奨学金

給付奨学金	120	36,000,000
緊急給付奨学金	25	8,368,000
計	145	44,368,000

震災緊急給付奨学金	1,000	150,000,000
計	1,000	150,000,000

合計	1,145	194,368,000
----	-------	-------------

授業料減免

外国人留学生授業料免除	17	5,720,000
-------------	----	-----------

震災による被災学生に対する授業料免除	810	223,510,000
--------------------	-----	-------------

合計	827	229,230,000
----	-----	-------------

給付型奨学金+授業料減免

現行制度	162	50,088,000
震災時のみ	1,810	373,510,000
合計	1,972	423,598,000

修正版 5/31 文部科学省報告

給付型奨学金

給付奨学金(現行制度)	120	36,000,000	※予算資料から
緊急給付奨学金(現行制度)	25	8,368,000	※予算資料から
計	145	44,368,000	

0 0

震災緊急給付奨学金	892	104,180,000	※財務部長試算資料(対策委員会)
計	892	104,180,000	

▲ 108 ▲ 45,820,000

合計	1,037	148,548,000
----	-------	-------------

▲ 108 ▲ 45,820,000

授業料減免

外国人留学生授業料免除(現行制度)	16	5,315,800	※常務理事会上申書
	▲ 1	▲ 404,200	

震災による被災学生に対する授業料免除	392	131,696,000	※稟議書 5/25現在
	▲ 418	▲ 91,814,000	

合計	408	137,011,800
----	-----	-------------

▲ 419 ▲ 92,218,200

給付型奨学金+授業料減免

現行制度	161	49,683,800
震災時のみ	1,284	235,876,000
合計	1,445	285,559,800

▲ 1 ▲ 404,200

▲ 526 ▲ 137,634,000

▲ 527 ▲ 138,038,200

石巻・東松島地区からの通学バスについての嘆願書

2011年5月28日

星宮 望様

以下の通り、お願い申し上げます。

1、石巻・東松島地区からの通学バス運行の延長

2、理由

当該通学バス以外での通学方法を検討した結果を以下に示します。

(1) 東北本線での通学の場合

石巻駅→ 小牛田駅→ JR 仙台駅→ 地下鉄仙台駅→ 泉中央駅→ 大学

6:52 発 7:35 発 8:21 着 8:28 発 8:44 着 9:25 着 (徒歩)

この場合、1時限目の授業に間に合わないため、採用できません。

(2) 仙石線での通学の場合

(I) 石巻→ 松島海岸→ あおば通り→ 地下鉄+徒歩→ 大学

5:15 発 6:40 発 7:37 着 15分+40分 (8:50まで間に合う)

(II) 大学→ あおば通→ 松島海岸→ 石巻

18:00 発 19:10 発 19:50 発 21:18 着

この場合、(II)より、多くの人の帰宅時間が22:00を過ぎてしまい、提出課題等の作成、予復習、夕食等により2~3時間程度時間が費やされてしまいます。

また(I)より、翌日の起床時刻は遅くとも4:00前後となるので、睡眠時間が多くとも3時間しかとれないことになり、生活に支障をきたします。

よって仙石線を利用した通学方法にも解決し難い困難があると言えます。

(3) 宮城交通バスでの通学の場合

石巻駅前初の始発バスは5:30ですが、それ以前から長蛇の列ができております。また、運賃ですが10枚綴り回数券で7000円と割高で一週間を5日、一ヶ月を4週間としますと月に14000円かかります。それに合わせ地下鉄の定期代を合わせることとなり、通学の手段としては非常に割高なため採用できません。



上記（１）（２）（３）より、本通学バスが廃止されることによって、通学が困難になることが予想されます。また通学バスが運行されている現在の生活状況を以下に示したいと思います。

起床時間 ５：００頃

帰宅時間 ２０：３０頃

就寝時間 ２３：３０頃

このように、通学バスが運行されている現在でも、俗に言うギリギリの状況であり、これ以上の負担増は学生生活に支障をきたします。

通学バス運行延長を、宜しくお願いします。

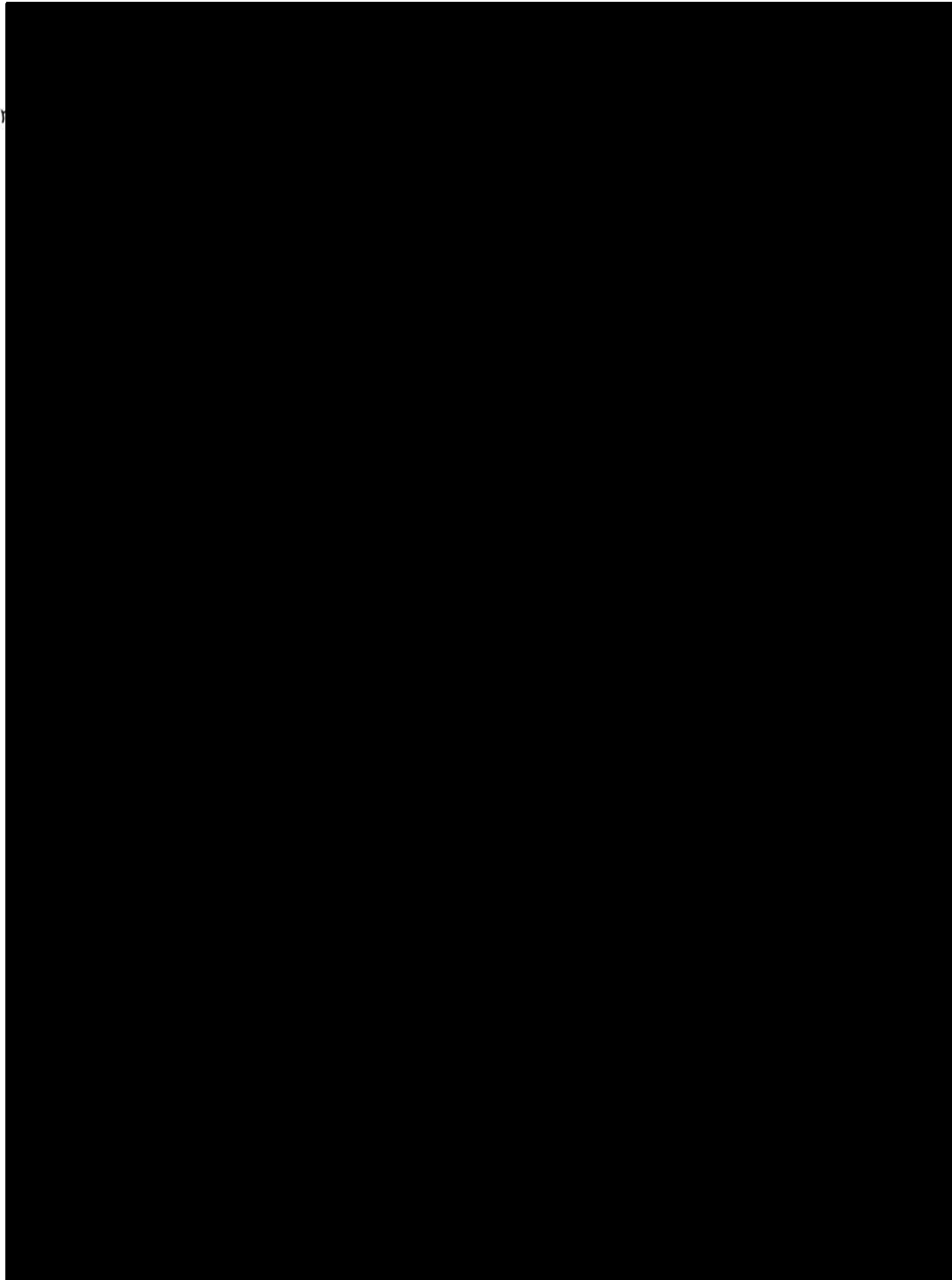
嘆願者代表

（他、別紙参照）

嘆願者名簿

NO. 所属学科 学年 学籍番号 氏名

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.
- 8.
- 9.
- 10.
- 11.
- 12.
- 13.
- 14.
- 15.



嘆願者名簿

NO. 所属学科 学年 学籍番号 氏名

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

9.

10.

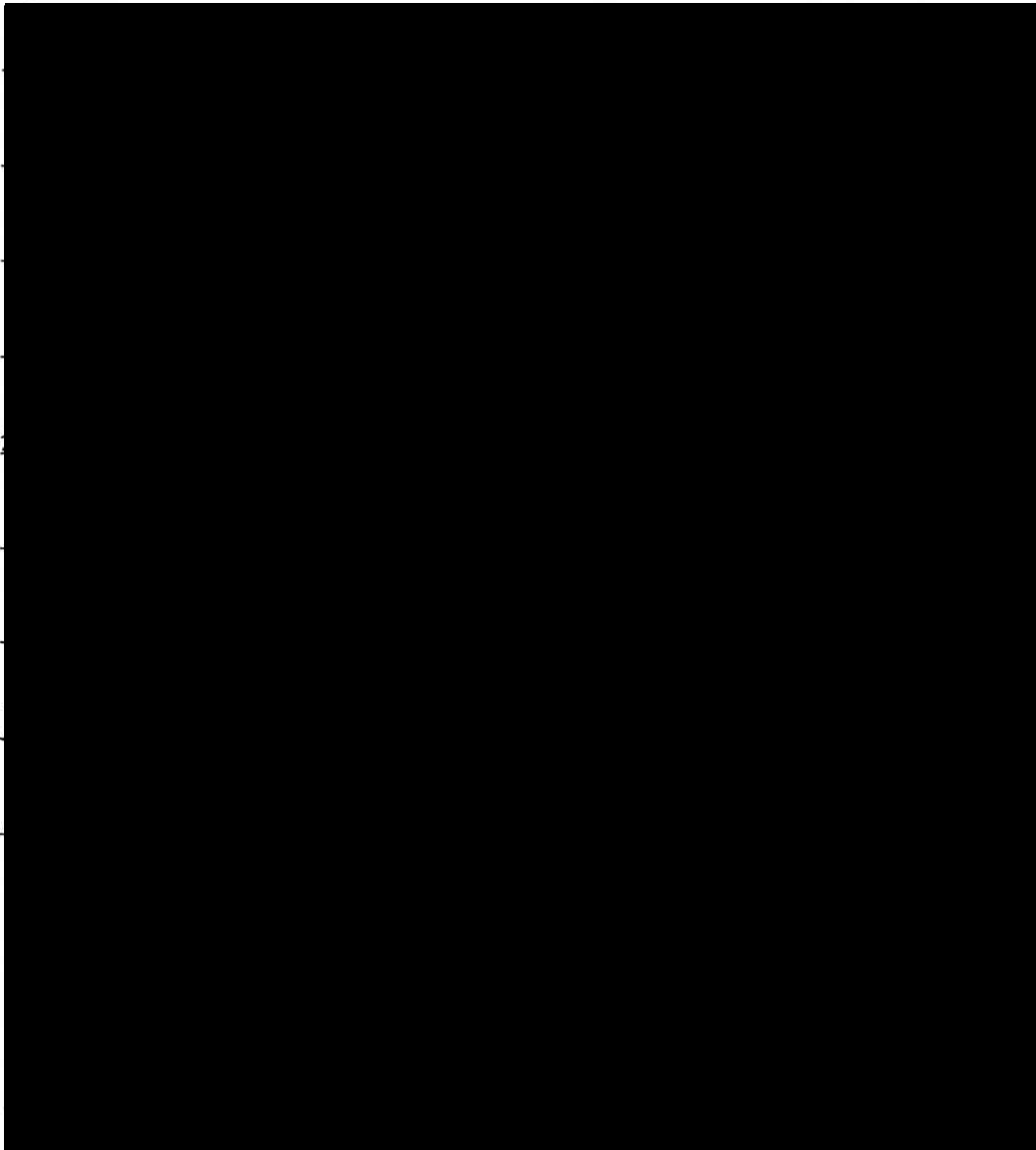
11.

12.

13.

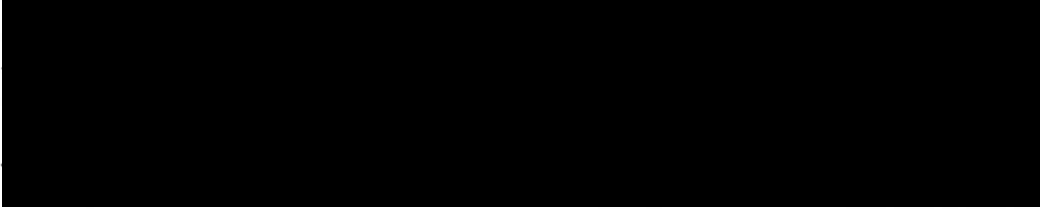
14.

15.



13.	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
14.	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
15.	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

嘆願者名簿

NO.	所属学科	学年	学籍番号	氏名
1.				
2.				
3.	_____	_____	_____	_____
4.	_____	_____	_____	_____
5.	_____	_____	_____	_____
6.	_____	_____	_____	_____
7.	_____	_____	_____	_____
8.	_____	_____	_____	_____
9.	_____	_____	_____	_____
10.	_____	_____	_____	_____
11.	_____	_____	_____	_____
12.	_____	_____	_____	_____
13.	_____	_____	_____	_____
14.	_____	_____	_____	_____
15.	_____	_____	_____	_____



東北学院大学

サイト内検索

検索

Powered by Google

サイトマップ

大学概要

学部学科・大学院

入試・入学案内

授業・学生生活

就職支援

図書館・教育研究施設

研究・産官学連携

国際交流

トップページ > お知らせ:2011(平成23)年 > 放射線モニタリング情報について

このページを印刷する

2011年5月30日 更新

放射線モニタリング情報について

福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリング情報

測定場所: 多賀城キャンパス(3号館東側入口)、土樋キャンパス(施設課前)、泉キャンパス(事務棟前駐車場)、中学校・高等学校(正門前・陸上グラウンド)、幼稚園(園内遊び場)

平常値(BG): 約0.04 マイクロシーベルト/時間

使用機器: Aloka γ SURVEY METER(TCS-161)

月日	測定情報	多賀城 キャンパス	土樋 キャンパス	泉キャンパス ・ 榴ヶ岡高校	中高	幼稚園
5/30(月)	測定時刻	10:00				10:15
	測定値	0.09				0.08(草0.08)
5/28(土)	測定時刻	10:00				
	測定値	0.09				
5/27(金)	測定時刻	10:00				10:15
	測定値	0.08				0.06(草0.09)
5/26(木)	測定時刻	10:00				10:15
	測定値	0.08				0.06(草0.09)
5/25(水)	測定時刻	10:30		14:30	15:00	10:45
	測定値	0.08		0.07	0.08	0.06(草0.09)
5/24(火)	測定時刻	10:20	14:20			10:15
	測定値	0.07	0.08			0.06(草0.09)
5/23(月)	測定時刻	10:20				10:30
	測定値	0.07				0.06(草0.1)
5/21(土)	測定時刻	10:00				
	測定値	0.08				
5/20(金)	測定時刻	10:00				10:10
	測定値	0.07				0.06
5/19(木)	測定時刻	10:00				10:30
	測定値	0.08				0.06

5/18(水)	測定時刻	10:00		14:40	15:10	11:30
	測定値	0.08		0.07	0.08	0.06
5/17(火)	測定時刻	10:00	14:10			
	測定値	0.07	0.08			
5/16(月)	測定時刻	10:00				
	測定値	0.07				
5/13(金)	測定時刻	10:00				
	測定値	0.08				
5/12(木)	測定時刻	10:00				
	測定値	0.07				
5/11(水)	測定時刻	11:20		14:40	15:00	
	測定値	0.07		0.07	0.09	
5/10(火)	測定時刻	10:00	14:10			
	測定値	0.07	0.08			
5/9(月)	測定時刻	10:20				
	測定値	0.08				
5/7(土)	測定時刻	10:00				
	測定値	0.08				
5/6(金)	測定時刻	10:00				
	測定値	0.07				
4/30(土)	測定時刻	10:00				
	測定値	0.07				
4/29(金)	測定時刻	10:00				
	測定値	0.08				
4/28(木)	測定時刻	10:00				
	測定値	0.08				
4/27(水)	測定時刻	10:00		14:40		
	測定値	0.07		0.07		
4/26(火)	測定時刻	10:00	14:20			
	測定値	0.08	0.08			

<参考>

[放射線に関する解説はこちら](#)

■このページの内容に関するお問い合わせ

東北学院大学 工学部 教育研究支援係

東北学院4キャンパスにおける放射線モニタリング情報

計測場所	土樋キャンパス	泉キャンパス	多賀城キャンパス	小鶴キャンパス	幼稚園
計測日時	5/24、14時20分	5/25、14時30分	5/23~5/28、10時	5/25、15時	5/23~5/28、10時10分
放射線量	0.08	0.07	0.07~0.08	0.08	0.06(地表:0.09)
備考	人体に影響はない	人体に影響はない	人体に影響はない	人体に影響はない	人体に影響はない

* 放射線量の単位はマイクロシーベルト/時間

* 多賀城キャンパスでは日曜日を除く毎日、他の3キャンパスでは現在、週一回の計測を行っている。多賀城キャンパス以外のキャンパスにおいては、前回の計測値と比較して顕著な変化が現れた際には、毎日の計測に切り替える。

* 幼稚園では、対象者が年少であるために、多賀城キャンパスと同様毎日計測を行い、なお地表での計測も行っている。

(* 計測値は翌週の火曜日に公表する。)

検索

- ▶ キーワードから
- ▶ サイトマップから

第48回アイソトープ・放射線研究発表会 発表論文の募集

詳細はこちらから

エンライトニングセミナー

詳細はこちらから

主任者講習 受付中

第1種放射線取扱主任者講習のご案内

放射線取扱主任者定期講習

2011年度受付中

放射線関係の一般向け出版物

こちら

公益法人制度改革対応 専門家会議報告書

掲載しました

事業所内教育訓練講習への講師派遣について

受付中

◆業務の窓口・アクセス◆ 業務内容、施設のご案内

関連サイト

J-Forum

RIOS-NET

J-RAM

PET&PET

BookPark

お問合せ

お問い合わせ部署がご不明な場合は、こちらからお願い致します。

ホーム > ニュース > 福島第一原子力発電所事故と放射線に関する情報(解説・ICRP勧告・機器ガイド等)

福島第一原子力発電所事故と放射線に関する情報(解説・ICRP勧告・機器ガイド等)

登録日: 2011年3月16日 / 更新日: 2011年5月30日

1. 放射線に関する解説

放射線に関する一般的な解説を以下に記載いたしましたので、ご参照ください。

- ① 放射線とアイソトープ
- ② 日常生活と放射線
- ③ 放射能と放射線の単位
- ④ 放射線の性質
- ⑤ 食品中の放射性物質 [138KB]

上記以外にも放射線関係の解説がございますので、ご参考いただければ幸いです。

2. ICRP勧告日本語版—放射線災害関連

ICRP Publication 96 —無償配布終了、全文データ公開のお知らせ

Publication 111 日本語版ドラフト 特別公開

(原子力事故又は放射線緊急事態後における長期汚染地域に居住する人々の防護に対する委員会勧告の適用(仮題))

Publication 109 日本語版ドラフト 特別公開

(緊急時被ばく状況における人々に対する防護のための委員会勧告の適用(仮題))

3. 放射線防護用設備・機器ガイド—2010/11年版—サーベイメータ

(参考)サーベイメータの取り扱いについて(緊急被ばく医療研修のホームページ)

放射線防護用設備・機器ガイド—2010/11年版—個人線量計

4. 日本アイソトープ協会の放射線量等の測定結果[149KB]

5. 日本アイソトープ協会に寄せられたお問い合わせを元に作成したQ&A [306KB]

同様のQ&Aは以下のホームページにも掲載されておりますので、ご参照ください。

- ・放射線医学総合研究所のホームページ
- ・放射線影響研究所のホームページ

6. 関連記事

J-CASTニュース掲載中「原子力と放射線の基礎知識」

- ・放射性物質・放射能・放射線とは
- ・放射性物質と被ばく食品の関係
- ・被ばくするとはどういうことか

印刷 ◀ 戻る ↑ ページの先頭